

平成29年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成29年4月24日

開会

- 日程第1 平成29年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録及び平成29年第2回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則についての専決処分について
- 日程第4 報告第2号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の制定について
- 日程第5 議案第18号 教育用ICT機器購入について
- 日程第6 議案第19号 瑞穂市総合センター外壁改修工事について
- 日程第7 議案第20号 瑞穂市図書館空調機器改修工事について
- 日程第8 議案第21号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第9 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第10 議案第23号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第11 議案第24号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第12 議案第25号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第13 議案第26号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第14 教育長の報告
- 日程第15 そ の 他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成29年5月24日（水）午後2時00分から

閉会

報告第1号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
の専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）
第3条第1項の規定により、平成29年4月7日に別紙のとおり瑞穂市子ども・
子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について専決処分したので、
同条第2項の規定によりこれを報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

平成29年4月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）の施行に伴い、幼児教育の段階的無償化に向けた取組みを行うため及び児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、里親である支給認定保護者の階層区分を見直すため、教育委員会規則の関係部分を改正する専決処分をしたので、これを報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求めるもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月7日

瑞穂市教育委員会教育長

加藤 博明

瑞穂市教育委員会規則第1号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3, 250」を「1, 200」に、「7, 500」を「6, 600」に、

「イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者」

「イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者」

「(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77, 101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。」

「(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77, 101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。」

改める。

別表第2中「3, 900」を「3, 600」に、「3, 200」を「2, 400」に、「7, 500」を「3, 600」に、「6, 500」を「2, 400」に、「イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保

護者」を「イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者」
に、

「(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税所得
割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一に
する負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が
第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とす
る。」

「(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課
税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は
市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等におい
て、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を
適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の
場合は無料とする。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瑞穂市子ども・
子育て支援法等施行細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後			現行		
別表第1（第18条関係）			別表第1（第18条関係）		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	教育標準時間認定(K)	階層区分	定義	教育標準時間認定(K)
1	被保護者等世帯	円 0	1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0	2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200		市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	1,200	3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	3,250
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	6,600		市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500	4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9,500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500	5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12,500
備考 (1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保			備考 (1) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。 ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保		

護者である支給認定保護者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

(2)～(8) 略

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

護者である支給認定保護者

イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

(2)～(8) 略

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

別表第2（第18条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)	保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0

別表第2（第18条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)	保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯 (要支援者等)	0	0	0	0

	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	3,600	3,600	2,400	2,400
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D1)	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援者等）	3,600	3,600	2,400	2,400
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5(D2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000
備考					
(1) 略					
(2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。					
ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者					
イ 児童福祉法第6条の4 _____ に規定する里親である支給認定保護者					
ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国					

	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	3,900	3,900	3,200	3,200
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D1)	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援者等）	7,500	7,500	6,500	6,500
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5(D2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000
備考					
(1) 略					
(2) 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。					
ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者					
イ 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者					
ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国					

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正内容

低所得世帯・他紙世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担額の特別措置を拡充するもの。

(1) 市町村民税非課税世帯（2-2階層）の第2子無償化

認定種別	階層	第●子	改正前負担額	改正後負担額	変更額
教育認定	2-2階層	第2子	600円	0円	▲600円
保育認定	2-2階層（2号）	第2子	1,200円	0円	▲1,200円
	2-2階層（3号）	第2子	1,800円	0円	▲1,800円

(2) 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等（3-1、4-1階層）の保護者負担軽減

認定種別	階層	第●子	改正前負担額	改正後負担額	変更額
教育認定	3-1階層	第1子	3,250円	1,200円	▲2,050円
保育認定	3-1階層（2号）	第1子	3,200円	2,400円	▲800円
	3-1階層（3号）	第1子	3,900円	3,600円	▲300円
	4-1階層（2号）	第1子	6,500円	2,400円	▲4,100円
	4-1階層（3号）	第1子	7,500円	3,600円	▲3,900円

(3) 年収約360万円未満相当の世帯の教育認定（3-2階層：教育認定のみ）の保護者負担軽減

認定種別	階層	第●子	改正前負担額	改正後負担額	変更額
教育認定	3-2階層	第1子	7,500円	6,600円	▲900円
教育認定	3-2階層	第2子	3,750円	3,300円	▲450円

2 児童福祉法等の一部を改正に伴う改正内容

里親委託等の推進による里親の区分化（養子縁組里親及び親族里親等）に伴い、階層区分を区別するもの。

認定種別	改正前階層区分	改正後階層区分		備考
教育認定	第1階層	・児童養護施設等 ・養育里親	(新設)第2-3階層	誠心寮が該当する
		・養子縁組里親 ・親族里親	所得に応じた階層	
保育認定	第1階層	第1階層（変更なし）		

平成29年度の教育・保育施設利用者負担額一覧表

1 教育認定（1号子ども）

状況	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層		利用者負担額（月額）			多子軽減 対象者
	階層区分	市町村民税所得割合算額	第1子	第2子	第3子	
生保等	1	被保護者等世帯	0円			年齢上限なし
要支援	2-1	非課税、均等割のみ	0円			
	3-1	0円 ～ 77,100円	3,250 → 1,200	0	0	
里親 世帯	2-3	児童養護施設等、養育里親世帯	1,200	600	0	
一般	2-2	非課税、均等割のみ	1,200	600 → 0	0	
	3-2	0円 ～ 77,100円	7,500 → 6,600	3,750 → 3,300	0	
一般・ 要支援	4G	77,101円 ～ 96,999円	9,500	4,750	0	満18歳まで
	4	97,000円 ～ 211,200円	9,500	4,750	0	小学校3年生まで
	5	211,201円 ～	12,500	6,250	0	

【状況区分について】

- ・生保等
生活保護、中国残留邦人
里親(保育認定のみ)
- ・要支援
①ひとり親
②在宅障害者児あり
③その他世帯（生活保護
法に定める要保護者等）
- ・里親世帯（教育認定のみ）
児童養護施設等、養育里親

2 保育認定（2号・3号子ども）

状況	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層		利用者負担額（月額）						延長保育料 （月額）	多子軽減 対象者
	階層区分	市町村民税所得割合算額	3歳未満児（3号子ども）			3歳以上児（2号子ども）				
			第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
生保等	1	被保護者等世帯	0円			0円			0円	年齢上限なし
要支援	2-1	非課税	0円			0円			1,000円	
	3-1	0円（均等割のみ） ～ 48,599円	3,900 → 3,600	0	0	3,200 → 2,400	0	0	5,000円	
	4-1	48,600円 ～ 77,100円	7,500 → 3,600	0	0	6,500 → 2,400	0	0		
	4-1G	77,101円 ～ 96,999円	15,000	7,500	0	13,000	6,500	0	満18歳まで	
一般	2-2	非課税	3,600	1,800 → 0	0	2,400	1,200 → 0	0	1,000円	年齢上限なし
	3-2	0円（均等割のみ） ～ 48,599円	9,800	4,900	0	7,400	3,700	0	5,000円	
	4-2	48,600円 ～ 57,699円	15,000	7,500	0	13,000	6,500	0		
	4-2G	57,700円 ～ 96,999円	15,000	7,500	0	13,000	6,500	0	満18歳まで	
一般・ 要支援	5	97,000円 ～ 168,999円	26,700	13,350	0	18,000	9,000	0	5,000円	未就学児まで
	6	169,000円 ～ 300,999円	39,600	19,800	0	20,000	10,000	0		
	7	301,000円 ～ 396,999円	44,000	22,000	0	23,000	11,500	0		
	8	397,000円 ～	52,000	26,000	0	27,000	13,500	0		

報告第 2 号

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の制定について

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱を制定する告示を別紙のとおり
瑞穂市教育委員会に報告する。

平成 2 9 年 4 月 2 4 日提出

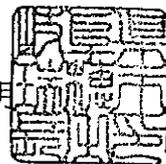
瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市告示第70号

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱を次のように定める。

平成29年4月7日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項の公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第33条において読み替えられる児童福祉法第56条の8第1項の公私連携保育所型認定こども園（以下「公私連携型保育所等」という。）の設置及び運営を行う同項の公私連携保育法人（以下「公私連携保育法人」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の公募)

第2条 市長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、緊急に公私連携保育法人を指定しなければならないときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の公募を行う場合において、公私連携型保育所等の運営を継続的かつ安定的に行うために必要があると認めるときは、次条第1項の申請をするために必要な条件を付すことができる。

3 第1項の公募は、公私連携保育法人が行う保育の基準及び業務の範囲、前項の条件その他必要な事項を明示した瑞穂市公私連携保育法人募集要項（以下「募集要項」という。）を作成して行うものとする。

(申請及び審査等)

第3条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人は、瑞穂市公私連携保育法人指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、市長に対し募集要項に定める期日までに申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、公私連携型保育所等の運営を最も適切に行うことができると認められる法人を公私連携保育法人の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。

(2) 公私連携型保育所等を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。

(3) 児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準を満たしていること。

(4) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第21号）に定める基準を満たすことができること。

(5) 前条第2項の条件を満たしていること。

3 前項の規定による選定は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、別に定める手続により審査をするものとする。

4 市長は、前項の審査の結果について、書面により第1項の申請をした法人に通知するものとする。

5 市長は、第1項の申請がなかったとき、又は第3項の審査において公私連携型保育所等の運営を適切に行うことができると認められる法人がなかったときは、改めて募集要項を作成し、前条第1項の公募を行うものとする。

（協定の締結）

第4条 市長は、公私連携保育法人の指定に当たっては、あらかじめ候補者と児童福祉法第56条の8第2項の協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定の有効期間は、10年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、候補者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該候補者と協定を締結しないことができる。この場合において、市長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき。

(2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

(3) 経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実にないと認められるとき。

(4) 社会的な信用を著しく損なう等により、公私連携保育法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき。

（公私連携保育法人の指定）

第5条 市長は、協定の締結後、候補者を公私連携保育法人として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により公私連携保育法人の指定をするときは、その旨を告示し、瑞穂市公私連携保育法人指定通知書（様式第2号）により、当該指定をする法人に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、前条第3項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するときは、協定を解除し、候補者を公私連携保育法人として指定しないことができる。この場合において、市長は、公私連携保育法人の指定をしない旨を、その理由を付した書面により当該候補者に対し通知するものとする。

（候補者を指定しない場合の取扱い）

第6条 市長は、第4条第3項又は前条第3項の規定により候補者を公私連携保育法人として指定しない場合は、第3条第3項の審査において当該候補者に次ぐ評価を得た法人を新たに候補者として選定し、その旨を書面により当該法人に通知するものとする。この場合において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人がないとき、又は候補者として適当であると認められる法人がないときは、市長は、改めて募集要項を作成し、第2条第1項の公募を行うものとする。

（公私連携保育法人選考等委員会の設置）

第7条 第3条第3項のプレゼンテーション審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、公私連携保育法人選考等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）公私連携保育法人の選考に関すること。
- （2）公私連携保育法人の選考等の手続に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成員）

第8条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者を代表する者

(3) 対象保育所の位置する小学校区内の自治会を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 関係教育機関の職員

(任期)

第9条 委員の任期は2年とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第10条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員に委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、会議に関係職員又は関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局幼児支援課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、公私連携保育法人の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

を運営する公私連携保育法人として指定を受けたい
ので、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添付し
申請します。

記

- 1 公私連携型保育所等職員計画書（別添1）
- 2 保育所職員体制調書（別添2）
- 3 所長予定者の経歴書（別添3）
- 4 公私連携型保育所等保育計画書（別添4）
- 5 公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添5）
- 6 保育所監査指摘事項調書（別添6）
- 7 法人に関する調書
- 8 その他市長が必要と認める書類

法人名 []

公私連携型保育所等職員計画書（2ページ目）

職 種	氏 名	年 齢	通算 経験年数	資格の 有無	雇用形態	雇用区分	新規採用者 (○)	給与月額
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
保育士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
看護師				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
調理員				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
栄養士				有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（内科）					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
嘱託医（歯科）					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
事務職員					正・嘱・臨	常勤・非常勤		
					正・嘱・臨	常勤・非常勤		

人数によって欄を増減すること。〈雇用形態〉正：正職員、嘱：嘱託職員、臨：臨時職員（該当するものに○）

【保育士数】

常勤保育士数	人	短時間勤務の 保育士	実人員	常勤換算数
			人	人

※ 常勤保育士数には、看護師（准看護師を除く。）1人を含めることができる。

保育所職員体制調書

法人名〔 〕 施設名〔 〕 年 月 日現在

職 種	氏 名	生年月日	現施設 在籍年数	通算 経験年数	資格の 有無	雇用形態	雇用区分	への 異動予定者(○)
所長（施設長）					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
主任					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
保育士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
看護師					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
調理員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
調理員					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
栄養士					有・無	正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医（内科）						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
嘱託医（歯科）						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
事務職員						正・嘱・臨	常勤・非常勤	
						正・嘱・臨	常勤・非常勤	

(注) 現在運営している保育所について保育所ごとに作成すること。

雇用形態及び雇用区分は、該当するものに○を付すこと（正：正職員、嘱：嘱託職員、臨：臨時職員）。

人数により、適宜欄を増減すること。

別添3

年 月 日現在

所 長 予 定 者 の 経 歴 書

フリガナ 氏 名		年 齢	歳
現 住 所		生年月日	年 月 日
現 職		法 人 と の 関 係	
職 歴 等			
期 間		勤 務 先 等	勤 務 内 容
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
最終学歴	年 月		卒業
公 職 歴 (社会福祉、幼児教育、地域活動)			
期 間		公 職 等	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
資 格 等 (社会福祉、幼児教育)			
資格の種類	資格取得年月		資格番号等
	年 月		
	年 月		
	年 月		

別添 4

公私連携型保育所等保育計画書

年 月 日

申請法人名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
現在運営している保育所	所在地	運営期間	
		自	年 月
		至	年 月
		自	年 月
		至	年 月
事業計画（別紙可）			
1 法人 の 理 念 等	(1) 法人の経営方針		
	(2) 指定の申請をした理由		
	(3) 保育目標・方針		
	(4) 保育の特色・特徴		
2 施 設 運 営	(1) 運営方針		
	(2) 職員の配置及び業務分担（組織図を添付 資格の有無、内容を記載） 別紙 公私連携型保育所等職員配置計画書のとおり		

	(3) 職員の勤務体制（勤務時間・勤務体制）
	(4) 職員の研修計画
	(5) 防犯、防災の対応
	(6) 緊急時の対応
	(7) 衛生面・安全面での保育環境の取組状況
	(8) その他（危機管理等）
3 運 営	(1) 年間の事業実施計画
	(2) 入所児童の健康管理
	(3) 給食・食育についての取組
	(4) 一時預かり事業の取組
	(5) 地域の子育て支援の取組（地域の子育て支援拠点事業など）
	(6) 一時預かり事業を除くその他保育事業の取組

	(7) サービス向上のための方策（要望の把握と実現策、苦情の対応と防止方法）
	(8) 個人情報の保護のための措置
	(9) 地域との連携（コミュニティ活動及び災害時における避難所に係る事業）
	(10) その他
4 そ の 他	（特記すべき事項があれば記載する。）

※ 各項目欄が不足する場合は、適宜広げて作成すること。

別添5

年 月 日

(宛先) 瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

を運営する公私連携保育法人の指定申請を行うに当たり、提出した書類の内容については事実相違ありません。

また、児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合し、かつ、申請資格を欠く事項として、瑞穂市公私連携保育法人（ ）募集要項中に掲げるもののいずれにも該当していません。

様式第2号（第5条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



このことについて、下記のとおり児童福祉法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として指定をするので、通知します。

記

- 1 公私連携保育法人の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 公私連携保育法人が運営する保育所の名称及び所在地
名 称
所在地
- 3 公私連携保育法人の指定をする日
年 月 日

様式第2号（第5条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



このことについて、下記のとおり児童福祉法第56条の8第1項に規定する公私連携保育法人として指定をするので、通知します。

記

- 1 公私連携保育法人の名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 公私連携保育法人が運営する保育所の名称及び所在地
名 称
所在地
- 3 公私連携保育法人の指定をする日
年 月 日

議案第18号

教育用ICT機器購入について

教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

1 概要

瑞穂市立穂積中学校他2中学校及び牛牧小学校に電子黒板、タブレット及びパソコンを購入する。

電子黒板	中学校88台	小学校6台
82型ボードスタンド	中学校14台	
タブレット	中学校14台	
70型フロアスタンド	中学校74台	小学校6台
パソコン	中学校74台	小学校6台
小中学校デジタル教科書		

2 予算金額 102,633千円

平成29年4月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市立穂積中学校他2中学校及び牛牧小学校に教育用ICT機器を購入するもの。

議案第19号

瑞穂市総合センター外壁改修工事について

瑞穂市総合センター外壁改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

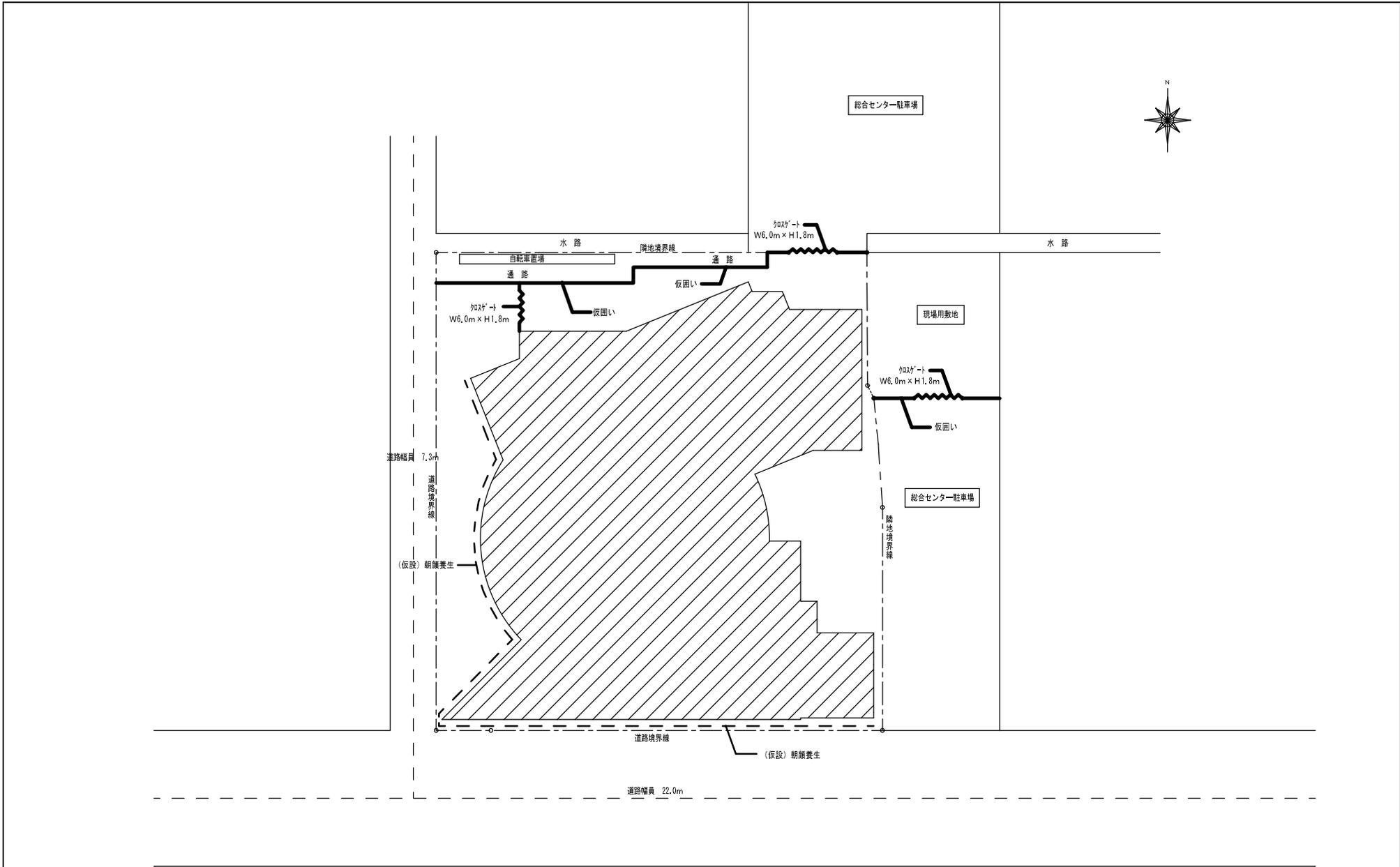
- 1 工事名 瑞穂市総合センター外壁改修工事
- 2 実施期間 平成29年7月から平成30年2月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 外壁タイルの全面改修 N=1式
 - ・外壁タイル剥落防止工法（既設タイル仕上をアンカーピンと特殊ウレタン塗装により補強する工法）による、外壁タイルの全面改修。
 - ・1階東ラウンジサッシの排煙窓破損改修。
 - ・建物接地部分のタイル破損、剥離の改修。
 - ・外部鋼製建具の塗装替。
 - ・西側壁面ガラス全面のシーリング打替。
- 6 予算額 150,000千円

平成29年4月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

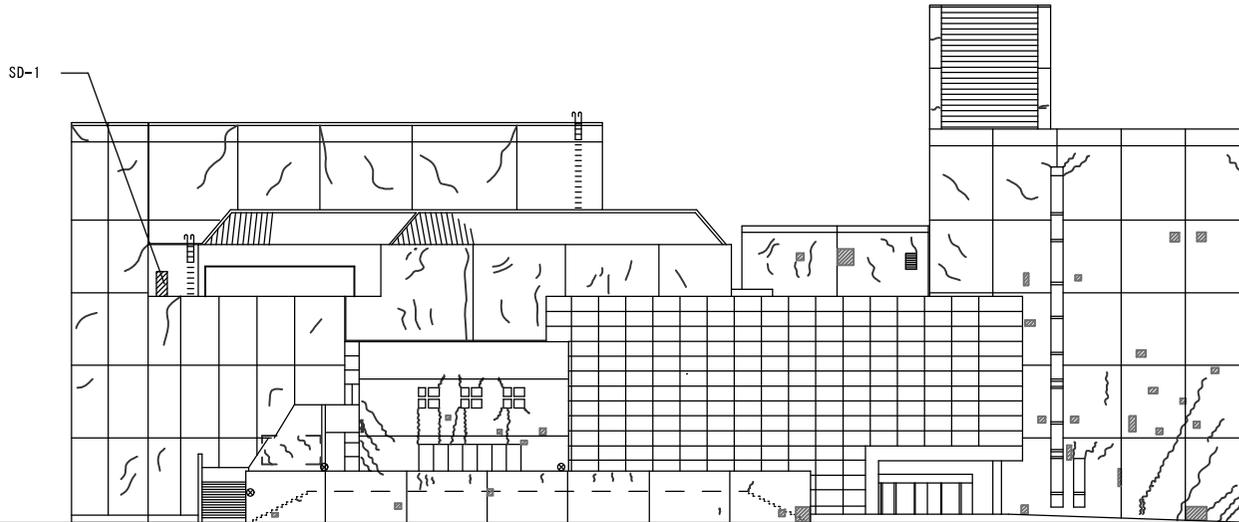
特殊建築物定期調査において、外壁タイルの浮きや亀裂が判明し、剥落等を防止する必要があるため、改修工事を行うもの。



配置図 S=1/400

瑞穂市総合センター外壁改修工事

	株式会社 協和設計事務所 岐阜事務所	図面番号	04	図面名称	配置図			SCALE	1/400
		一級建築士 第135544号	高田哲男	所長	担当	製図	DATE	年 月	

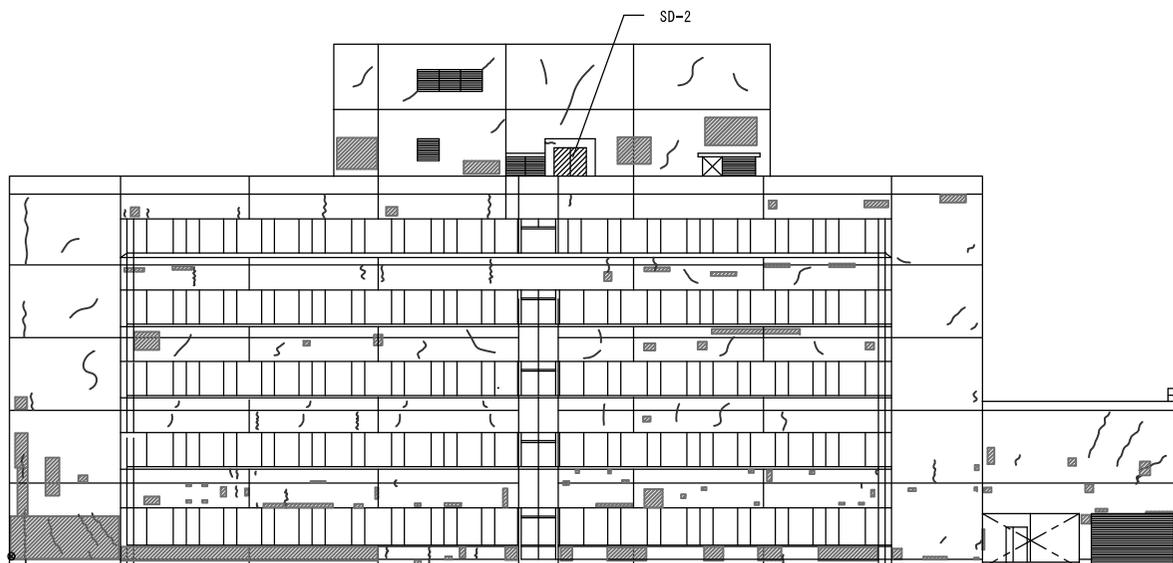


①

浮き	8.0 m
クラック	117.0 m

西立面図 S=1/200

※ 外部足場用アンカー跡は足場繫アンカー用焼付塗装キャップにて補修を行うこと。



②

浮き	74.6 m
クラック	130.5 m

南立面図 S=1/200

※ 外部足場用アンカー跡は足場繫アンカー用焼付塗装キャップにて補修を行うこと。

瑞穂市総合センター外壁改修工事

株式会社 協和設計事務所 岐阜事務所		図面番号	11	図面名称	立面図-1	SCALE	1/200
		一級建築士	第135544号	高田哲男	所長	DATE	年 月
					担当		
					製図		

議案第20号

瑞穂市図書館空調機器改修工事について

瑞穂市図書館空調機器改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市図書館空調機器改修工事
- 2 実施期間 平成29年5月から8月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市図書館 瑞穂市稲里28番地1
- 5 工事概要 開架空間の空調を制御する冷温水発生器、2階学習室系統の空調を制御するガスヒートポンプ室外機および中央監視盤を交換する工事
- 6 予算額 47,448千円

平成29年4月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

老朽化に伴い度々不具合が生じ、図書館業務に支障を来たすため改修工事するもの。

議案第 21 号

特定地域型保育事業者の公表について

特定地域型保育事業者の公表について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 53 条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第●●号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

平成29年4月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

事業所の名称	地域型保育 事業の種類	事業所の所在 地	特定地域型保育事業 者の名称	確認をした 年月日
まめっこ保育園	小規模保 育事業	瑞穂市本田 1175番地	特定非営利活動法人 キッズスクエア瑞穂	平成29年 3月28日

NPO 法人キッズスクエア瑞穂の小規模保育事業（まめっこ保育園）について

- (1) 施設名 まめっこ保育園
- (2) 運営主体 特定非営利活動法人キッズスクエア瑞穂 理事長 梶浦 良子
- (3) 事業類型 小規模保育園B型
 (小規模保育事業とは、新制度による市町村の認可により、0～2歳児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行うもの。B型は職員における保育士の数が2分の1以上であるもの。)
- (4) 定員等 定員12人(0歳児：3人、1歳児：3人、2歳児：6人)
- (5) 実施場所 瑞穂市本田1175番地
 一戸建て民家(賃貸)の1階部分を改修し、保育室とする。
- (6) 開所時間 平日7:30～19:00(土曜7:30～12:00) ※公立保育所と同じ
- (7) 給食状況 自園調理(献立は公立保育所を参考とする)
- (8) 職員状況 保育士9人、子育て支援員18人、調理師2人 ※非常勤含む
- (9) 施設設備 敷地 307.43㎡ 園舎 94.40㎡
 乳児室 1室 9.93㎡ 保育室 2室 39.73㎡ 調理室/ランチルーム
- (10) 連携施設 本田第1保育所



子ども・子育て支援制度における地域型保育事業の「認可」・「確認」制度について

子ども・子育て支援制度では、市町村が「地域型保育給付（小規模保育等）」の対象となることを希望する施設事業者に対して①児童福祉法等による「認可」と②子ども・子育て支援法による「確認」をする必要がある。

①「認可」 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。

※児童福祉法第34条の15第3項の規定

瑞穂市では、「瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、市内で地域型保育事業を実施する際の認可基準としている。

②「確認」 会計処理や情報公開などの運営基準を満たし、給付対象施設・事業者としての確か。

※子ども・子育て支援法第43条の規定

瑞穂市では、「瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」により、市内居住の子どもが地域型保育施設（市外の施設も含む）を利用する際の運営基準（確認）としている。

【認可・確認の権限】

施設・事業の種類		①認可の権限	②確認の権限	備考
教育・保育施設	認定こども園	岐阜県	瑞穂市	清流みずほ認定こども園
	幼稚園			
	保育園			
地域型保育事業	小規模保育	施設所在地の市町村		まめっこ保育園
	家庭的保育			
	事業者内保育			
	居宅訪問型保育			

【法令】

子ども・子育て支援法

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

二～三（略）

議案第 22 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

氏名	所属	年数	任期	備考
伊藤 雅生	穂積小学校	新	H29.4.1～H30.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの (園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当)
吉田志保子	中保育・教育センター	新	H29.4.1～H30.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者 (保育所長)
中根 麻紀	保育所保護者会	新	H29.4.1～H30.10.31	教育委員会が適当と認める者 (保育所保護者を代表する者)
長谷川 尚子	穂積小学校	新	H29.4.1～H30.10.31	教育委員会が適当と認める者 (子どもの読書推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭)
高田 敏朗	瑞穂市図書館	新	H29.4.1～H30.10.31	関係団体の代表者 (図書館長)
宇野 睦子	瑞穂市読書サークル協議会	新	H29.4.1～H30.10.31	関係団体の代表者 (読書関係団体)
山川 里美	福祉部 健康推進課	新	H29.4.1～H30.10.31	行政関係者 (健康推進課長)

議案第 23 号

瑞穂市社会教育委員の委嘱について

瑞穂市社会教育委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例（平成 15 年瑞穂市条例第 59 号）第 2 条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育委員

	氏名	郵便	住所	年数	任期	備考
1	馬淵 俊紀	501-0323		2	H29.4.1～H31.3.31	学識経験者
2	伊藤 雅生	501-0223		新	H29.4.1～H31.3.31	園長・校長会代表（穂積小学校長） 前任者 三田村 康宏
3	上野 邦子	501-0222		2	H29.4.1～H31.3.31	学識経験者
4	長屋 正治	501-0201		2	H29.4.1～H31.3.31	家庭教育・青少年教育 (市青少年育成推進員)
5	松野 守男	501-0223		新	H29.4.1～H31.3.31	体育関係(体育協会会長) 前任者 長谷部 光由
6	宇野 睦子	501-0221		新	H29.4.1～H31.3.31	学識経験者(読書サークル会長) 前任者 廣瀬 よし子
7	青木 利之	501-0234		1	H29.4.1～H31.3.31	学識経験者(文化協会代表)
8	林 孝美	501-0314		2	H29.4.1～H31.3.31	家庭教育・青少年教育 (市PTA連合会会長)

※年数は平成28年度までの年数

議案第 24 号

瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市青少年育成推進員設置要綱（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 4 号）第 3 条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

瑞穂市青少年育成推進員

	役 職	氏 名	住 所	年数	任期	備考
1	指導員 推進員	武藤 輝夫		24	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
2	推進員	長屋 正治		17	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
3	推進員	土屋 博道		14	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
4	推進員	藤橋 克郎		14	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
5	推進員	田村 和彦		14	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
6	推進員	吉田 敏之		12	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
7	推進員	村井 正人		8	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
8	推進員	山内 京子		2	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
9	推進員	上嶋 昭子		2	H29. 4. 1～H31. 3. 31	
10	推進員	錦見 敦子		1	H29. 4. 1～H31. 3. 31	

※年数は平成28年度末までの年数

議案第25号

瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年4月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）第29条第3項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市文化財保護審議会委員名簿

	氏名	住所	年数	任期	備考
1	野田 清影		10	H29.4.1～H31.3.31	
2	新井 利夫		10	H29.4.1～H31.3.31	
3	山本 東		9	H29.4.1～H31.3.31	
4	後藤 義之		9	H29.4.1～H31.3.31	
5	竹山 照雄		7	H29.4.1～H31.3.31	
6	加藤 勝巳		7	H29.4.1～H31.3.31	
7	東海 良興		6	H29.4.1～H31.3.31	
8	鷺見 秀意		4	H29.4.1～H31.3.31	
9	馬淵 貞三		2	H29.4.1～H31.3.31	
10	所 史隆		新	H29.4.1～H31.3.31	

*年数は、平成28年度末までの年数